厚生労働省
三重労働局

Press Release

厚生労働省三重労働局発表
令和８年１１月１９日

【照会先】
三重労働局労働基準部賃金室
室長　久留原郁子
室長補佐　林　篤史
（電話）059（226）2108

報道関係者　各位

２業種の三重県特定（産業別）最低賃金が令和８年１２月２１日から改正されます。

三重労働局長（渡辺聡（わたなべさとし））は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同審議会から10月21日に、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金及び三重県輸送用機械器具製造業最低賃金を、それぞれ現行額から下記のとおり引き上げる答申を受け、本日、官報公示を行いました。

記

【改正額】

１　三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
時間額　**1,153 円**（現行額1,097円から56円引上げ）

２　三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金
時間額　**1,167 円**（現行額1,111円から56円引上げ）

最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき定める賃金の最低額で、産業や職種に関わりなく、全ての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）最低賃金があり、セーフティネットとしての役割を果たしています。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には７業種設定されておりますが、このうち今回２業種について、最低賃金額の改正が公示されました。

なお、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」及び「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているので、三重県最低賃金（時間額1,143円）が適用されます。